

●香川県告示第178号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成15年香川県告示第144号琴平都市計画下水道事業琴平町流域関連公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 施行者の名称

琴平町

2 都市計画事業の種類及び名称

中讃広域都市計画下水道事業 琴平町流域関連公共下水道

3 事業施行期間

昭和61年12月23日から平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

香川県仲多度郡琴平町榎井字旗岡、字中之町、字六条、字横瀬、字塚狭、字下所、字池田、五条字郷見、字八反地、字慶納、字庚申堂、琴平字川東及び字川西の一部